

令和2年2月17日  
川西市総務部職員課

### 川西市職員の懲戒処分等の公表について

「川西市職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき、令和2年2月17日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおり公表します。

#### 記

##### 1. 事案の概要

本来、特別休暇の対象とならない親族の死亡であったにもかかわらず、虚偽の弔慰報告を行い、忌服休暇の取得申請を行ったことが判明した。

この事実が判明したことを機に、過去における忌服休暇について、調査を行ったところ、過去にも虚偽による忌服休暇を取得していたことが明らかになった。

休暇を不正に取得する行為は、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為であると言わざるを得ず、当該職員の処分を下記のとおり決定した。

##### 2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢・性別	処分日	処分内容
土木部	一般職員	30歳代・男性	R2.2.17	減給(10分の1)3箇月

【問い合わせ先】  
総務部職員課  
電話 072-740-1142